ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準見直しについて

The Knights

2019 年 5 月 8 日に環境省で中央環境審議会水環境部会が開催され、2019 年 6 月末に適用期限を迎えるほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準見直しについて審議が行われました。

2001 年 7 月にほう素、ふっ素、硝酸性窒素等において一般排水基準が設定されましたが、その時点で直ちに基準を達成することが困難であると認められた 40 業種について、暫定排水基準が設定されています。その後、3 年ごとの見直しを経て、現在は 12 業種について暫定排水基準が適用されています。

2019 年 2 月に行われた水環境部会では暫定排水基準値案が出され、得られた意見を基に検討された案について、同年 3 月にはパブリックコメントが行われました。

そして、今回の部会では、各業種における暫定排水基準値がまとめられました。

その内容としては、暫定排水基準が設定されている 12 業種のうち、うわ薬製造業（うわ薬瓦製造の用に供するもの）のほう素とうわ薬製造業（ほうろううわ薬製造業）のほう素、ふっ素と貴金属製造・再生業のほう素については、一般排水基準へ移行となっています。

また、貴金属製造・再生業と酸化コバルト製造業とジルコニウム化合物製造業とモリブデン化合物製造業の硝酸性窒素等については、変動状況から暫定排水基準が引き下げられます。残る業種・項目については、暫定排水基準値を強化または現行のまま延長（期限は 2022 年 6 月末まで）するとなっています。

今後は 6 月に改正省令の公布、7 月 1 日から施行となります。

当社では、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等を始め、多くの排水項目の分析についても長年の実績があります。ご不明な点等ありましたら、是非一度お問い合わせ下さい。

資料 2019 年 5 月 8 日付 環境省中央環境審議会水環境部会資料

環境検査箇所 鶴谷佳代

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336 -0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

ＰＣＢ廃棄物を保管するお客様へ
保管・処分の状況および高濃度PCB使用製品の廃棄見込みについての届出をお忘れないようご注意ください。
期日は 6 月 30 日まで、届出先は管轄する都道府県市の長です。
http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR07005.pdf
お問合せはこちら